

奈良市通学路安全推進協議会設置要項

(目的及び設置)

第1条 平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容を検討し順次対策を講じてきた。

これまでの取組を今後も引き続いて関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、奈良市通学路安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、「奈良市通学路交通安全プログラム」に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関の連携を図るため、以下の構成メンバーで組織する。

(1)教育関係

- ・奈良市教育委員会（教育総務課、学校教育課）
- ・市小学校長会代表
- ・市中学校長会代表
- ・市PTA連合会代表

(2)道路管理者

- ・国土交通省奈良国道事務所
- ・奈良県奈良土木事務所
- ・奈良市建設部（土木管理課、道路建設課、道路維持課）

(3)交通安全関係

- ・奈良警察署
- ・奈良西警察署
- ・天理警察署
- ・奈良市危機管理課

(4)関係団体等

- ・自治連合会代表

2 メンバーが公職にあることにより構成された場合は、その職を退いたときにメンバーの職を失うものとする。

(議長及び副議長)

第4条 協議会に議長を1人置き、議長は奈良市教育部教育総務課長とする。

2 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、構成メンバーの過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、奈良市教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要項は、平成26年11月20日から施行する。

この要項は、平成28年5月12日から一部改正する。

この要項は、令和元年5月10日から一部改正する。